

## ○神石高原町総合戦略策定委員会設置要綱

平成27年3月27日

告示第27号

改正 平成28年8月1日告示第100号

平成29年4月1日告示第88号

(設置)

第1条 神石高原町総合戦略推進本部設置要綱（平成27年神石高原町訓令第3号）第1条に規定する目的を推進するにあたり，専門的見地から意見を聴取するため，神石高原町総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は，次に掲げる事項について検討し，町長へ提言するものとする。

- (1) 神石高原町の人口動向，将来推計人口の分析及び中長期の将来展望に関する事項
- (2) 神石高原町の人口動向や産業実態等を踏まえた政策目標及び取り組むべき施策等に関する事項
- (3) 総合戦略の効果検証に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は，委員12人以内で構成する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから，町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 農林，商工又は観光の関係者
- (4) 金融の関係者
- (5) 子育ての関係者
- (6) 教育の関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 委員会に座長を置く。

2 座長は，委員の互選により定める。

3 座長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 この告示の施行の日の最初に開催される委員会の招集は、第6条の規定にかかわらず、町長が行う。

附 則 (平成28年8月1日告示第100号)

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第88号)

この告示は、公布の日から施行する。